

講演会「東京裁判——国際政治と国際法の立場から——」

## 東京裁判——歴史と法と政治の狭間で——

東京大学名誉教授 大沼 保昭

はじめに

日暮さんのような第一線の学者と違って、私のような先月七一歳になつて最先端の専門的学問には追いつけない学者ができることは、これまでの学問を自分なりに総合して、長い歴史の中に東京裁判を位置づけてみることでしよう。

学者稼業を長くやってきたことが取り柄という私がそれを生かせることがあるとすれば、それは私自身が一九七〇年代からニュルンベルク裁判、東京裁判の研究に取り組んで、戦後日本における東京裁判研究・論争史、そして日本の政治あるいは国際政治の中での東京裁判の扱い、それに関連した日本の戦争責任の扱いを、身をもって体験してきたことでしよう。本日はそれも含めて皆様にお話しできればと思っています。

### 一 東京裁判の捉え方

#### （一）敗戦直後から一九七〇年代

まず、「東京裁判の捉え方」についてお話しします。東京裁判の審理は敗戦直後から始まり、それに並行していくつか研究も出てきたのですが、当時の主な東京裁判研究は、「文明の裁き」という連合国側と同じ捉え方をしました。これはもともと米国最高裁判事だったロバート・H・ジャクソンがニュルンベルク裁判に与えた性格規定です。ジャクソンは戦後の戦争犯罪裁判の設計者であり、このジャクソンが「文明の裁き」という性格を与えたわけです。その線に沿った代表的な研究が横田喜三郎『戦争犯罪論』（有斐閣、一九四九年）で、これは基本的に連合国側の見方をそのまま祖述し、解説するものでした。

それに対しては、事後法の禁止を犯した違法な裁判である、あるいは「勝てば官軍」「力が正義」にすぎない、といった強い批判が日本の弁護側を中心としてずっとあつたわけですが、その後、論争史の中で大きなインパクトを与えたのが、リチャード・H・マイニアの *Victors' Justice*（邦訳『東京裁判—勝者の裁き』）です。それほど深い研究ではありませんが、ここに「文明の裁き」か「勝者の裁き」かと

いう二項対立の図式がきれいに描き出されることになりました。

実は、マイニアがこれを書いたのは、東京裁判そのものの批判というより米国のヴェトナム戦争批判が第一の目的でした。彼はヴェトナム反戦運動の闘士であり、米国が普遍的な正義を掲げて他国に介入するという外交政策に対する手厳しい批判として、米国の「道徳主義的・法中心主義的」アプローチの偽善性を暴き出すために、その典型例として東京裁判を「Victors' Justice」と言ったのです。

私はそうした研究状況の中で、一九七〇年代からニルンベルク裁判における「平和に対する罪」の研究を始めました。それが一九七五年、『戦争責任論序説』という著作となったわけです。この研究は、国際法学界よりむしろ歴史学界で高い評価をいただいたように思います。

## （二）一九八〇年代から二〇世紀末

続く一九八〇年代には、大きな視野の転換がありました。一九八三年の小林正樹監督の映画『東京裁判』や、広田外相を主人公とした城山三郎の『落日燃ゆ』が話題を呼びました。同じ一九八三年には私が中心になって、オランダのレーリンク判事や先述のマイニア、日本からは日本の戦争責任について論じていた小説家の木下順二、思想家の鶴見俊輔、右派陣営から論陣を張っていた児島襄、左派からは『戦争責任』を書いた家永三郎、といった一流の方々に参加していただいて、東京裁判国際シンポジウムを開催しました。

私がこの東京裁判国際シンポジウムの主催者の一人として意図した

のは、それまでの米国を中心とした「文明の裁き」か「勝者の裁き」という図式にとらわれていた議論を、一八〇度変えたいということでした。

私が深刻な問題と考えたのは、これまでの議論にアジアがほとんど出てこなかったという事実でした。日本の最も重大な戦争責任の問題は、アジアに対して侵略を行なったことだったはずなのに、米国による「文明の裁き」という裁判の性格規定に引きずられて、「文明（あるいは「正義」の裁き）か「勝者の裁き」かという図式が議論の中心になっていました。これを日本と他のアジア諸国との関連で東京裁判を考えるように変えなければならない。これが私の主張でした。同じ一九八三年に私は「アジアに対する戦後責任を考える会」という市民運動の組織をつくって、実践的にもそういう運動を行っていました。

シンポジウムの前年に、私は『中央公論』に「『文明の裁き』『勝者の裁き』を超えて」という論考を公にし、一九八五年には『東京裁判から戦後責任の思想へ』（有信堂高文社）という論文集を出版しました。この本は幸いなことに今日に至るまで版を重ねて、現在も『東京裁判、戦争責任、戦後責任』（東信堂、二〇〇七年）という題名で読まれています。このように、米国中心の東京裁判の観点からアジアとの関連で東京裁判を考えると、視座の転換を図ることが、一九八〇年代前半の大きな歴史的課題だったわけです。

ただ、実際に私のような一学者が与えることができる影響力はきわめて限られていました。八〇年代の最も注目すべき動きは、戦後直後



大沼 保昭 名誉教授

からあった「勝者の裁き」という東京裁判への批判を「東京裁判史観」という形に性格づけ、裁判の否定的な側面をあぶり出す見方が強固に出てきたことでした。

### （三） 二一世紀

次に二一世紀の状況をお話しします。当然のことながら学問の分野ではさまざまな史料が発掘され、新たな実証的な研究が出てはいるのですが、しかしその実証研究のレベルは期待しているほど上がっていないのではないかと。これが私の危惧しているところです。

たとえば私は今でも日暮さんの著作をまず実証研究として第一に推薦するわけですが、日暮さんの研究の後にそれに匹敵するような包括的な実証研究があるかという点、残念ながらありません。それぞれの分野についての史料に基づく細かい実証研究の蓄積はもちろんありますし、また日暮さんもおっしゃったように、国際人道法、国際刑事法関係の業績もあるのですが、私から見ると、やや全体像を見失って史料の中に埋没しているように感じます。

私がとりわけ危惧しているのは、最近出版した『戦後責任 アジアのまなざしに込めて』（岩波書店、二〇一四年）の中でも述べたように、一部の学者に一次史料さえ集めれば歴史はわかると

考えているふしがあるのではないかとことです。また、一次史料を見ないとそれは歴史とは言えないといったような、非常に狭い歴史学の認識が一部の学者、とくに若手、中堅の歴史学者にあるように思われます。

これは研究者として傲慢な態度と言わなければなりません。もちろん一次史料に基づく実証史学で明らかになる部分はあるわけですが、でも、実証史学が明らかにすることができる限界も当然ある。思想的な手法とか、あるいは法哲学的な研究とか、さまざまな学問分野を総動員して学問の総体をもって立ち向かわなければ、東京裁判のような巨大な対象には迫ることができません。一次史料に基づく実証的歴史研究というのは東京裁判研究のごく一部であって、それをあたかも東京裁判研究のすべてであるように思い込むとしたら、それは非常に危険な考え方ではないかと。

また、国際刑事法の研究についても私には危惧があります。旧ユーゴスラビアやルワンダなどでは、安保理決議に基づく国際刑事法廷が設置され、多数国間条約に基づいて常設の国際刑事裁判所が創り出され、戦争犯罪や人道に反する犯罪などを訴追処罰するという試みがなされております。それは確かに大きな進歩ではある。ただ、こうした法廷の設立の経緯や運営についても、学者の中には余りに楽観的で過大評価が過ぎる人が多いのではないかと。私はそうした危惧を持っています。

ニュルンベルク裁判と東京裁判が、ジャクソンが期待したような評

価を全世界的に受けているわけでは決してありません。日本でも今日なお、東京裁判に対する強い反発、否定的な考え方が、一定程度共有されているのは皆さまでご存知の通りです。ですから、国際刑事法の発展も、そう簡単に一本調子でいくわけではありません。東京裁判を研究することは、その歴史への貢献と同時に、歴史に与えてしまったネガティブな側面も十分考えた上で、総体的に見る必要があるというのが私の考えです。

## 二 東京裁判と法

### (一) 実体法と手続法

次にお話しするのは、「東京裁判と法」です。国際法学者として、東京裁判それ自体について法的にどう考えるべきか。この問題は私もすでに何度も書いておりますし、多くの方々がいろいろと議論しておりますので、お話はごく簡単にとどめます。

まず、裁判ですから、実体法と手続法の両方の側面を持っています。東京裁判には実体法の面で新規性があり、問題をはらんでいました。最大の問題は、「平和に対する罪」が事後法の禁止という近代法の根本原理を破っていたのではないか、ということです。また、手続法の観点からしても、裁判所の構成において、中立国の判事がおらず、まして敗戦国日本の判事はいなかったこと、さらに通訳の問題などさまざまな問題性がありました。これらのことはこれまで繰り返し批判され

てきました。

ただ、直前まで敵として憎み合っていた日本人の被告人を弁護した米国人弁護士の感動的な働きもありました。当時の状況を考えますと、多くの法的な欠陥はあつたにせよ、あれ以上の何ができただのかという観点から言えば、問題をあげつらって批判するだけでいいのか。東京裁判は、国際法上に一つの革命をもたらしたニュルンベルク裁判を再確認することによって——つまりニュルンベルク裁判の法理を否定しないという形で——国際法の遅々たる歩みに大きな貢献を果たしたことに疑いの余地はありません。

もうひとつ、日暮さんもおっしゃったように、また、私自身も繰り返し書いておりますように、裁判という形をとることによってさまざまな史料の存在が明らかになり、日本国民がそれまで知ることのなかった戦争の実態をこの東京裁判によって知ることができるようになった。その歴史教育的な効果はきわめて大きなものでした。もし東京裁判がなく、即決処刑という形で日本の指導者の処断が行われていたとするなら、ルーズヴェルトの陰謀論とか、無数の根拠のないストーリーが今以上に生み出されていただろうと思います。ニュルンベルク裁判と東京裁判を実施したことは、人間の歴史の中で起こりがちな根拠なき陰謀論を最小限に食い止め、立場の違いはともかく、事実に基づいて議論をするという出発点を創り出した点で大きな意味があったと考えます。

なお、「平和に対する罪」について、一言だけ言っておきます。通常

私たちは、「平和に対する罪」、「人道に対する罪」、「通常の戦争犯罪」と言っております。しかし、「crimes against peace」「crimes against humanity」は、本来「平和に反する犯罪」「人道に反する犯罪」と訳すべき言葉だと思います。

私はかなり昔から、「極東国際軍事裁判所条例」というのはおかしい、原語はチャーターなのだから、国連憲章と同じく、「憲章」と言うべきだと主張してきました。現在では、研究者の世界では多くの場合「憲章」と言うようになっています。

同じように、「crimes against peace」「crimes against humanity」というものがいかに深刻な犯罪であったか、それを私たちの中に少しでも実感として感得させる上では、「平和に反する犯罪」「人道に反する犯罪」という訳語を定着させることが必要だったのではないか。「平和（人道）に対する罪」という訳語は、そこを曖昧にする機能を営んだのではないか。この点が気がかりです。

## (二) 戦争違法観と指導者責任観

次に「戦争違法観と指導者責任観」という問題について。戦争違法観とは、一九世紀から二〇世紀初頭まで支配的だった無差別戦争観——戦争は違法・合法という判断の対象とならない法を超えた現象であるという観念——を克服して、侵略戦争は国際法上違法であるとするとする観念です。そうした戦争の違法化という流れの中に有名な一九二八年のバリ不戦条約があるわけで、その意味で一九三一年の日本の中国

侵略（満州事変）当時、侵略戦争が国際法上違法であったことは間違いないと思います。

ただし、侵略戦争が違法であることと、その戦争指導者が個人的に刑事責任を問われることは別問題です。違法と犯罪は異なる概念であって、ニルンベルク裁判、東京裁判の実体法で初めて指導者責任観が戦争違法観と結びついたのです。ですから、侵略戦争の犯罪という訴因で日本の指導者を裁いたことは国際法上合法と言ひ難い。このことは確認しておきたいと思います。

## (三) 法の意義と限界

先ほども申し上げましたように、国際法の発展は極めて遅々たるもので、そう一本調子に進むものではありません。東京裁判もニルンベルク裁判も、ある面では事後法の禁止という重要な法原則を破る法的な革命という意味を持ちながら、国際法の発展に貢献してきたのです。そこでひとつ大きな争点になるのが、天皇が戦争責任を負うかどうかという問題です。

かつては天皇に限らず、ヒトラーにせよ、あるいは第一次世界大戦の際のヴィルヘルム二世にせよ、国家の元首を代表とする国家機関は責任を問われない、主権者無答責あるいは主権者無問責という観念が支配的でした。しかし、東京裁判、ニルンベルク裁判はこれを否定して、国家の最高指導者といえども個人的な責任を問われることを明確にしたわけです。このことは今日に至るまで繰り返し確認されてお

り、両裁判で確立された重要な法原則となっています。

ニルンベルク裁判とそれを再確認した東京裁判は、いくつかの意味で国際法的観点からみて革命的な意味を持っていたわけですが、法的な意味での革命は国際法に限らず起こります。日本国憲法が大日本帝国憲法から生まれたのは法的な革命であるとする、有名な宮澤俊義先生の「八月革命説」もそうです。大日本帝国憲法から日本国憲法への変換は、法的には革命としてしか説明できない、それが「八月革命」という考え方です。こうした変換を説明する上でほかにも説明の仕方はあるわけですが、法的な議論の説得力の点から宮澤説が多くの学者に受け入れられた、というわけです。

ニルンベルク裁判の「生みの親」だったジャクソンは、ニルンベルク裁判が既存の実定法に照らして国際法上合法的な裁判であると主張しましたが、この議論には大きな無理があります。非常にすぐれた法律家であったジャクソンといえども、ニルンベルク裁判を当時の実定国際法上合法であると論証することは困難で、十分な説得力を持つことは難しかったということでしょう。

### 三 東京裁判と政治

- (一) 関係国（日、米、中、英仏蘭、豪州、ロシア、インド、東南アジア諸国）と「不在」の関係国（韓国、北朝鮮、「アジア」）
- 三番目に「東京裁判と政治」についてお話しします。

東京裁判は判事を出した国だけでも一カ国に及んでいますが、不在の関係国もあります。たとえば東南アジアには、日本との戦争によって米国や英仏蘭以上に多くの犠牲者を出した国もたくさんあったのですが、それらの国々が判事や検察官を出すことはありませんでした。ヴェトナム、シンガポール、インドネシアなどは、それぞれ英仏蘭などの植民地でした。そのため、米国など東京裁判を主導した欧米諸国は、日本との「交戦国」は植民地支配国たる欧州諸国であって、実際に戦場となった植民地の国々ではない（東京裁判当時これらの東南アジア諸国は独立国でなかった）としたのです。

韓国と北朝鮮は日本の一部でしたから、やはり「交戦国」とされず、東京裁判に参加することはできませんでした。慰安婦問題などの女性の人権を侵害する行為など、大日本帝国による朝鮮支配での一定の行為が「人道に反する犯罪」にあたるのではないかという議論もあるわけですが、そうした問題は東京裁判ではきわめて限定的にしか扱われませんでした。当時の研究においても、そういう問題に関心が向けられることはありませんでした。

東京裁判は、日本占領の事実上の主体だった米国主導の下で占領政策の枠内で行われました。戦後の日本の言説空間、われわれの物の見方、物事の考え方それぞれが圧倒的な米国の影響力のもとにありました。私は一部の人々のように、「占領政策によって日本への洗脳教育があった」とは申しませんが、占領期から今日に至るまで、日本人の発想・考え方を規定するソフトパワーという点において、米国が巨大

な影響力を持ち続けてきたことは否定できません。

東京裁判を「勝者の裁き」か「文明の裁き」か、と捉えてきたことを含めて、私たちが世界を見る際、物事を考える際のプリズムそれ自体が、米国中心のものなのです。われわれが世界・物事を考えるときにどうしても先進国、特に米国を中心に考えてしまうため、東南アジア、南アジア、西アジア、アフリカあるいはラテンアメリカなどのことを無視してしまいがちなのです。この点は最後にもう一度ふれることにします。

## （二）日本政治と東京裁判

そうした中で日本の政治について興味深い点は、戦後のナショナリズムにおいて反米と親米という複雑にねじれた関係が存在するということでしょう。

戦後は大きく分けて二種類のナショナリストがいて、一つはいわば「真正」ナショナリストです。これは、日本は米国に従属しているのでは駄目で、対米自立でないと真のナショナリストではないという、最も徹底したナショナリズムをもつ人々。もう一つのナショナリストは、ナショナリズムが基本だけでも、日米同盟、米国との関係も大事にすべきだという人々です。後者の中でさえ、ナショナリストとして考え行動する上では、米国の指導に付き従わなければならない日本が悔しい、残念だという思いは一定程度あります。さらに一般にナショナリストは自民族中心主義に陥りやすく、前者であれ後者であ

れ中国や韓国、北朝鮮に対する強い反発心を持っております。そういう方々はどうしても「東京裁判史観」というような批判に向かいやすいわけです。

## （三）被害者意識の相克——戦争責任と戦後責任の問題——

もう一つ、東京裁判について興味深いのは——これも何度も書いてきたことですが——、日本国民の大多数は東京裁判をいわば他人事、傍観者として見てきたということです。東条英機をはじめ自分たちをひどい目に遭わせた旧軍の指導者が東京裁判で被告人として罪状を読み上げられ、非難されている。こうしたありさまを、多くの日本国民は一方で「ざまあみろ」という感じで眺めています。

他方で、「文明の裁き」とか格好良いこと言っているけれども、アメリカだってソ連だってイギリスだって似たようなことをやってきたじゃないか、たまたま勝ったから、「文明の裁き」とか「正義の裁き」とか言っている、しょせん「勝てば官軍」ではないか。こういうシニカルな思いで東京裁判を冷ややかに見ている。それが多くの日本国民の姿勢だったのではないだろうか。

換言すれば、自分たちの親や自分たち自身が大日本帝国の一員として他国民を殺し、傷付け、国土を荒らし、犠牲にしてきたという自覚、自分自身を含む大日本帝国の違法行為、犯罪行為の総体が東条をはじめとする指導者の個人責任という形で追及されているのだという意識がほとんどなかった。残念ながら、丸山眞男をはじめとする多くの知

識人にもそういう意識はありませんでした。

戦争直後にかろうじてそういう意識が見られたのはごく一部の人々、たとえば大熊信行などに限られていました。大熊は戦前、大日本言論報国会の一員として戦争の旗を振った知識人ですけれども、戦後それを反省して、日本が侵略したアジアの諸民族への日本国民全体の責任を問うたのです。『国家悪』という著作がその表れです。

先ほど日暮さんが引用された大佛次郎や大熊のような知識人の思いは、ごく一部にとどまり、それが大きな声になることはありませんでした。私は、日本の国民、日本国家が総体として犯した戦争の責任を無視してきた戦後のあり方を残念に思い、「戦後責任」として日本国民の一人一人がみずからに問うことを一九七〇年代から訴え続けてきました。

こうした主張は、一九八〇年代から九〇年代の前半にかけて日本の主要メディアに受け入れられるようになり、「戦後責任」「戦後補償」という考え方が一般化しました。九三年の細川護国首相の「侵略戦争」発言と九五年の「村山談話」がそういった流れの頂点でした。他方、日本国民の中にはそうした見方への強い反発も一貫してありました。「米ソや英仏なども同じようなことをやって来たのに、どうして日本だけが謝らなければならないのか」という被害者意識、ルーズヴェルト大統領が第二次大戦に参戦するため日本に真珠湾攻撃をわざとやせたのだという陰謀論などがポピュリズムと合体して、今日の歴史修正主義、復古主義などの形でネット空間や一部の人々の間に強く信奉

されています。東京裁判については、残念ながら私が克服しようとした「文明の裁き」か「勝者の裁き」かという枠組みは今日なお残存しており、一部ではポピュリズムの中で「東京裁判史観」批判が猖獗をきわめているというのが現状でしょう。

#### 四 東京裁判と歴史

##### (一) 歴史と学問

以上を踏まえて、最後に「東京裁判と歴史」についてお話ししたいと思います。

まず、歴史と学問の関係について。東京裁判やこれと密接に関わる日本の戦争責任の問題については、戦後の知識人、とくに歴史学者は、歴史学で有力だったマルクス主義の影響の下で、日本国民一般の問題としてではなく、一部の軍国主義的指導者の問題として捉える傾向が強かった。日本の庶民、国民は軍国主義の被害者であって、日本と中国はともに被害者である、悪いのは日本の軍国主義者であって日本の国民ではない。このように、一九七二年の日中国交正常化の際に毛沢東、周恩来が中国国民を説得するために唱えた論理、日本でもマルクス主義の影響が強かった一九七〇年代頃までは日本の知識人、主要メディアに広く行き渡った捉え方が、当時の日本の論調を支配していたのです。

私が一九八〇年代前半に、日本は指導者だけで戦争を戦ったわけ

はない、国民、民衆、庶民にも戦争責任はあったのだと書いた時は、東久邇内閣の「一億総懺悔」論を正当化する反動的な議論だとして歴史学の主流から指弾されました。けれどもその後、戦争は指導者だけでできるものではなく、日本国民が総力を挙げて戦った戦いなのだから、その点を曖昧にすることは東京裁判や戦争の意義自体を見失うことになるという考え方が次第に定着してきました。「民衆の戦争責任」ということばも一般化して、一部の軍国主義指導者だけに責任があったという考えは克服されているといえるでしょう。

ただ、中国ではそういった学問の自由は認められていません。邪悪な軍国主義者と無垢な国民・民衆を峻別するという枠組みは基本的に変わっておりませんし、南京事件については三〇万人が虐殺されたという中国共産党の公式見解から中国の学者は一步も動くことができません。日中の歴史認識を共有する上で、そうした中国共産党政権の言論統制の問題は、今後克服すべき課題として残っています。

韓国では学問の自由は保障されているわけですが、反日が社会全体の思想空間、言説空間を支配しているという状況があります。こうした状況は、時代によって強弱があるのですが、現在はまだそれが非常に強い時代になってしまっていて、客観的な認識を求めるのは難しいという問題があります。日本でも、いわゆる「東京裁判史観」を正当化するために平気で歴史の歪曲、恣意的な解釈をする学者・知識人がおりましたし、現在でもいます。

このように、いくつも問題はあり、課題は多々残っているわけですが、

が、他方、一步一步、実証研究と多面的な認識の積み上げという面で改善はなされています。進歩は一定程度あると私としては考えたいし、自分自身もそうした積み上げの一環を担っているいろいろな機会に発言していきたいと思っています。

## (二) 文明史の中の東京裁判

私は最近、自分の仕事の集大成として *International Law in a Trans-civilizational World* という本をケンブリッジ大学出版局から出版しました。そこでも書いたように、二一世紀は世界秩序に巨大な変容が起さる時代だと思っています。中国という、一九世紀半ばまでは歴史上当りほとんどの期間に超大国であった国が、一九世紀後半以降の「眠れる獅子」から、「目覚めた獅子」という、いわば歴史の平常の状態に復帰してくる。多くの人は、「中国の台頭 [Emergence of China]」ということをよく言いますが、私は「台頭 [Emergence]」ではなく、「中国の復興 [Resurgence (あるいは Re-emergence) of China]」と言った方が、と主張しています。

私たちは、一九世紀から二〇世紀に確立した欧米中心主義的な世界認識、物事の見方に強く規定されています。西暦、子午線、世界語としての英語、諸国の民主主義や人権のモデルとしての欧米社会、米国の強力な大衆文化、欧州の知的優位など、あらゆる面にそうした欧米中心主義が入り込んでいます。それは近代をつくり出したのがヨーロッパであり、それを引き継いで、ハリウッド映画にせよジャズなど

の音楽にせよ、ハーバードやイエールといった大学にせよ政治制度にせよ、ありとあらゆる面で私たちにモデルを示して、われわれの物事の考え方、世界のあり方を示し、指導し、影響力を及ぼしてきたのが米国であり、西ヨーロッパ諸国だからです。

私は、そういうソフトパワーの面では、米国と西ヨーロッパの影響力が二一世紀以降も続くだろうと思っています。ただし、二一世紀の間に、経済力と軍事力においては中国やインドといった国々が米国や西ヨーロッパ、日本などに追いついて、物質的な力の面では欧米中心の世界というものが大きな変容を迎えることになると思います。

そういう時代の中で私たちが中国やインドにそれなりの敬意を払うには、世界を指導する国家として成熟してもらう必要があります。今の中国の行儀の悪さには、多くの人々が眉をひそめているわけですが、どの国も挑戦者として世界の舞台に出てくるときはお行儀が悪いものです。そして、中国の今のお行儀の悪さは、「百年国恥」と言われる、この百年間に自分たちが差別され、被害を受けてきたという、強い被害者意識 *sense of national humiliation* に裏打ちされているものですか、なかなかこれを解きほぐすのは難しいという事情があります。

一方には、世界で圧倒的な経済力と軍事力を持ちつつある国がそういう被害者意識にとらわれているという現状があり、他方で米国のように今まで自分こそが世界の中心であり、自分が世界を指導するのだということをまったく疑うことなく信じていた国民が、自分の国が *the super power* ではない、*one of the super powers* であることを認

めなければならないという、心理的に非常に厳しい過程に差しかっている。それがこの二一世紀なのです。

先ほど言いましたように、東京裁判は「文明の裁き」だったという捉え方がありますが、そこでの「文明」は、実は近代欧米の西洋文明でした。しかし、今後はそれが *multi civilizational* な世界になっていく。東京裁判に限らず、私どもはこういう二一世紀の巨大な文明史の変容を意識して、中国とも利口につき合っていくという訓練を、日々自身に課していかなければならないと思うのです。さもないと、二一世紀中に米中対立という最悪のシナリオを迎えることになりかねない。こうした私の危惧を最後のメッセージとして、私の話を終えたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

### 質疑応答

問 東京裁判では、天皇を免罪して国家指導者が全責任を負うという体制が、結局は裁判をねじ曲げてしまったのではないかという指摘についてはどのようにお考えになりますか。また、共同謀議はなかった、勝者である連合国側が都合のよい意見や史料をつまみ食いして寄せ集めたのだ、という意見についてはどう思われますか。そして、三点目として、東京裁判には日本国民としてなかなか受け入れにくい要素があつて、それに対する反発が最近の修正主義史観になって

いるとすれば、実証的な一次史料の研究というのはやはり一層重んじられるべきではないかと思うのですが、先生のご意見をお聞かせください。

大沼 まず、天皇を訴追せず、証人として喚問しなかったことよって東京裁判に大きな問題が残ったのではないかと—ご指摘は、おっしゃるとおりだろうと思います。私は、昭和天皇はおそらく平和を望んでおられただろうと思っていますし、そういう記録はたくさんあります。しかし、何といたっても天皇は大日本帝国の主権者ですから、先ほど申し上げたように、「主権者無問責」を否定して最高指導者であっても裁判の対象とするニルンベルク・東京裁判の法原則からすれば、当然、天皇は訴追の対象となるべきであつたと考えるべきでしょう。少なくとも法的には。

そのことは当然、連合国側も意識していたわけですが、マッカーサーを中心とする米側の高度な政治的判断で、天皇を訴追してしまつたら米国の占領政策が非常に難しくなるといふ危惧の念から、最終的には訴追しなかった。証人として尋問することさえ避けるために、キーンン首席判事は戯画的なまでの努力を払いました。このように、天皇を訴追しなかったこと、あるいは証人として喚問しなかったことの問題点は、ご指摘のとおりだろうと思います。

次に、パール判事が強く批判し、学説上もさまざまな批判がある、共同謀議（コンスピラシー）概念の問題性についてお話しします。もともとコンスピラシーというのは、米国でマフィアの犯罪を取

り締まる上で最も都合のよい概念として生み出されたもので、日本のような大陸法系の国から見ると、よくここまで大胆な構成要件の無視ができるなと思うぐらいに包括的な概念によって犯罪の被疑者を一網打尽にするものです。とはいえ、一九二八年から四五年までの日本の政軍のあらゆる行動についてコンスピラシー概念を使うのは、いくらこの概念がもとでそういう包括的な一網打尽を想定していたからといっても、さすがに無理があるのではないか。そうした疑問、批判は、法学者の観点から言えば当然あり得る批判です。

しかし、先ほど日暮さんもおっしゃったように、日本はナチスドイツと違って戦争指導が多元的で、陸軍と海軍は対立する、政府と軍は対立する、軍も大本営、参謀本部、陸軍省、海軍省は対立するで、またそれぞれの組織内の指導者同士で対立するといった具合で、戦争指導が一元性を欠いた状態で行われた。これは皆さんご存知のとおりです。それを一九二八年から四五年までまとめ上げて訴追するとすると、非常に問題はあるにせよ、コンスピラシー概念は便利なのであつたのだろうとしか言いようがありません。それは確かに批判されるべきことではあつたけれども、東京裁判が持っていた政治性——他にも天皇を訴追しないとか、さまざまな問題があつたわけですが——のあらわれだった、ということでしょう。

最後に、日本国民として東京裁判は受け入れたいという意識があつて「東京裁判史観」というような反発があるのではないか、実証的な史料をもつと発掘して実証研究をちゃんとやればもっとよく

なるのではないかと、ご質問がりましたが、私の答えは「イエス」であり「ノー」でもあります。

先ほど申し上げましたように、実証研究を幾らやっても、一次史料から読み取れる部分は全貌のごく一部にすぎません。全体像というのは人間わざでは永久にわからないのです。さらに問題なのは、確信犯的に「東京裁判史観」批判を激しく行う人は、どれだけ明確な一次史料を見せられても、彼（女）らは「ポスト・トゥルース」の世界を先取りしていて、絶対に説得されない。ですから、史料を示して健全な学問的交流をやることは、一部の「学者と称している人」たち、さらに運動家の人たち相手には非常に難しいのです。

ですから、実証史学による研究の蓄積はもちろん大事ですが、哲学や世界観、欧米中心のもの、見方から多文明的・多文化的なもの、見方への転換といった、さまざまな学問的手法を用いて、それぞれの分野でそれぞれの学問的研究を進めることが必要なのです。そうした多分野の研究を地道に積み上げることによってはじめて全体が少しずつ見えてくるのです。

ごく当たり前の話で、そんなことしか言えないのかと皆さんがっかりなさるかもしれません。けれども、私自身が一方で実証史学的手法で『戦争責任論序説』を執筆し、日本の出入国管理体制の成立過程の研究をいろいろな文書館（アーカイブ）に通って実証的に調べた経験、他方で思想的な研究も行って問題を解明しようとして来た経験から申し上げられる正直なところが、こうした「ごくあ

たりまえのこと」なのです。

問 最近の研究の中に、東京裁判の判決文等をよくよく読んでみたら、慰安婦問題に関わる非常に多くのことが論じられていたが、その当時は例えば今日のようなジェンダーとか、そういった考え方が薄かったこともあつてか、結果としては判決には反映されなかったという指摘がありました。

そうした指摘を踏まえて慰安婦問題について考えるときに、これだけ議論されているのだからやはり認めるべきではないのかという議論もあり得るし、逆に、これだけ裁判の中で議論された結果として判決が下っているのだから、これをもう一回取り上げるのは、例えば西洋的な概念からすれば一事不再理というか、二重処罰というか、一回議論されて、結論が下ったものをもう一回処罰することになるのではないかという議論もあるかと思うのです。

そうすると、こういった問題のように一度裁判がなされたものをもう一回取り上げることにについて、先生がおっしゃる文藝的な価値観からどのように処理していけばよいのか。そこら辺の考えがあればお話しただけだと思います。

大沼 慰安婦問題の扱いですけれども、これはつい数日前の朝日新聞に、内海愛子さんと宇田川幸大さんのインタビュー記事が出ていました（二〇一七年三月二日朝刊）。そこで内海さんは、東京裁判で慰安婦問題の扱いが不十分であつたので、その資料集を作ったとおっしゃっていました。もう一人の宇田川さんは、最近の東京裁

判研究の中で一番しっかりした業績を残している方だと思います。

一事不再理というのは刑事法上、確定判決が下った人をもう一回訴追して裁判してはならないということで、国家権力に対する重要な制約として厳守すべき法原則です。ただ、学問の分野では、新たに史料が出てきたら新たな視点も生まれるでしょうし、同一の問題は何度でも研究し直して、こういう点が足りなかったということは大いにやるべきです。

この点に関係して申し上げると、私が東京裁判における「アジアの不在」を指摘したことに対して東京裁判の研究者の中にこれを批判している方がおられますが、見当外れな批判だと思っています。私が「アジアの不在」と言うのは、東京裁判はアジア諸国のことを何も審理していないとかアジア諸国民への犯罪を認定していないとか、そんなことを言っているわけではありません。東京裁判は、中国についてもフィリピンについても、色々なことを当然審理しています。ただ、基本的な認識の枠組みとして、どうしても欧米中心になってしまっている。米国のほか、英仏蘭などアジア諸民族を支配していた旧宗主国の視点が優越しているということを指摘し、批判しているのです。

たとえば先ほどの日暮さんへの質疑応答の中で、なぜ日本の死刑判決が七名でニュルンベルクが一二名かということについて、捕虜虐待という問題が指摘されました。これが東京裁判における「アジアの不在」の一例なのですが、通常の戦争犯罪としてももちろん捕虜

の虐待や虐殺もありますが、民間人、一般市民の虐殺や虐待もまた重要な戦争犯罪なのです。でも、日本人が意識する通常の戦争犯罪は、多くの場合捕虜虐待で、しかもその場合の捕虜というのは、米国とかオーストラリア、オランダといった欧米諸国の兵士が想定されることが多い。

けれども、本来戦争犯罪として訴追・処罰の対象となる事例の圧倒的多数は、民間人に対する虐殺、暴行などの戦争法違反行為であるはずなのです。それが東京裁判にかかわる議論では驚くほど軽視されている。東京裁判でも一般市民、民間人に対する戦争犯罪の問題も審理されています。その場合、日本軍が実際に犯した犯罪行為という点では、被害者の多くは中国や東南アジア諸国の人々であつたはずで、欧米諸国の民間人への戦争犯罪は少なかった。一方、日本と戦った米国とヨーロッパ諸国は、軍人の捕虜の扱いについての関心が強かった。東京裁判の判事は一名中八名までが欧米の判事です。どうしても欧米諸国の軍人に対する日本軍の戦争犯罪への関心が強く出てしまい、アジア諸国の民間人への戦争犯罪は軽視される傾向が強かった。それを私は「東京裁判におけるアジアの不在」という表現で示したわけです。

同じことが慰安婦問題に代表される女性の人権の問題についてもいえます。東京裁判の時代は男性中心主義がきわめて「あたりまえ」のこととして人々の意識を規定していました。一九九〇年代以降ようやく女性の人権が強調されるようになり、研究者も東京裁判など

の史料をそういう目で見えるようになった。

慰安婦問題は東京裁判でもまったく扱われていないわけではあり  
ません。それはアジアの問題が扱われていないわけではないのと同  
じです。しかし、そもそも男性中心の見方が圧倒的に強かった時  
代ですから、女性の人權の問題はきわめて不十分で限られた視点か  
らしか扱われていない。ですから、男性中心主義を克服しようとし  
ている今日の観点からすれば、内海さんの言うように、東京裁判に  
は再検討する余地が随分あります。それは、アジアを欧米と同じよ  
うにしっかりと考えるという視点からすると、東京裁判には再検討の  
余地が大きいというのと同じことです。

問

三点あるのですが、一点目は、今日でもよく見られますけれども、  
反動・復古主義に戻ってしまうのはどうしてかということ。非  
常に不思議な感じがします。先生のお立場から考えて、特に思想的  
な背景についてご教示いただければと思います。

二点目としては、先の戦争で日本人自身も三〇〇万人以上の被害  
者を出したわけですが、加害者としても大変な数の惨劇をも  
たらして、それに対するきちんとした検証もなければ反省もない。  
原爆の被害を主張することについてはそうかなと思いますが、他方、  
自分たちの行った加害的側面についてもちゃんと検証して、 balan  
sのある判断をすべきではないかと思うのです。加害者としての意  
識が希薄なのはなぜでしょうか。

もう一点は、先ほど先生がおっしゃったように、最近の中国はい

かにも覇権主義を求めているように見えます。しかし、幾ら経済力、  
軍事力を持っても、中国には世界の人々を納得させるような普遍的  
な理念がほとんどないように思うのですが、いかがでしょうか。

大沼 なぜ復古主義的な、反動的な考えが起こってしまうのか。なぜ、  
数千万の人を殺していながら戦争の被害者という意識しか持てな  
いのか。私も、今日のように復古主義、修正主義が激しくなかつた  
一九七〇年代から、その問題をずっと研究してきました。

私が研究を始めた七〇年代初期には、日本国民の戦争責任という  
意識はほとんど皆無だったと言つて良い。日本国民は戦争の被害者  
だという意識が当然とされていた。ですから、昔と比べれば現在は  
まだましなのです。

日本国民の戦争に対する意識の問題を四〇年間考え続けて、また  
近年、欧米の植民地支配に対する欧米諸国民の反省・歴史認識につ  
いての比較研究もやるようになって感じていることは、残念ながら  
人間というのはなかなか反省できないものなのだ、それが人間とい  
うものなのではないか、と言ふことです。

そう言ってしまうと身もふたもないというか、単なる諦めになつ  
てしまうのではないかとおっしゃられるかもしれませんが、必ずし  
もそうではありません。ただ、倫理的・道徳的な観点から批判する  
前に、まずはそういった問題について広くいろんな事実を調べて比  
較して考えることが必要だろう、そこから反省・自己批判の難しさ  
とその難しいことをどう考えるべきなのか、どう実行するのかを深

く考えるべきだろう、というのが私の考えです。

たとえば、大英帝国あるいはフランスの植民地支配に対して現在のイギリス、フランスの政府、知識人、国民がどれだけ反省し、自己批判し、実際にそうした反省に基づく政策をとっているか。これは驚くほどひどいものです。率直に言って、英仏と比べれば、日本の韓国に対する対応のほうが——むしろ、種々問題はあるにせよ——はるかに立派だという気がします。

日本と韓国、あるいは朝鮮半島の人々との関係は、歴史的に複雑に絡み合い、国際的には圧倒的多数を占める英仏の植民地支配とは非常に異なる、独特のものがあります。

日本は中国からさまざまな文化的恩恵を受けて自らを形成してきましたが、朝鮮半島の人々からも一定程度そういう恩恵を受けてきました。他方で、李氏朝鮮と江戸日本を比較すると、どちらが経済的に豊かであったか、軍事的に強力だったかといえ、明らかに日本のほうが経済的に繁栄し、軍事的にも強力だった。江戸や大阪の繁栄を見ても、同時代の李氏朝鮮は到底かなわない。当時の西ヨーロッパ諸国と比較しても、日本の江戸時代の経済的・文化的水準は、きわめて高いものでありました。

にもかかわらず、朝鮮通信使をはじめ朝鮮の人々は日本に対する優越意識をずっと持ち続けていました。なぜかという、儒教の觀念から言って、まずは中国の中華があり、次に朝鮮があり、日本がある。「中華」から離れていくとそれだけ夷狄になっていく、とい

う発想があります。まして、当時の中国は「夷狄」の満州人が支配する王朝ですから、朝鮮から見ると中国本土でさえ夷狄の国であり、朝鮮が最も中華であるという、そういう意識さえあった。そういう意識をもつてみると、日本は東の端の夷狄で、朝鮮より上に行くことはありえない。それが朝鮮の人々の考えでした。

その「夷狄」の日本から一九一〇年に植民地にされてしまった。この屈辱感は巨大なものがあつたと考えられます。アフリカの多くの人々は、それまで李氏朝鮮のような優越意識を持った統一国家をつくることのないまま英仏に植民地とされました。ラテンアメリカの人々は、キリスト教の布教を受け入れ、「魂」までヨーロッパ化された。これらに比べて、朝鮮半島の人々の日本による植民地支配に対する意識には、きわめて屈折した、強い反発・屈辱・被害者意識がある。こういう歴史を見ると、日本が朝鮮を植民地支配したのは実はとんでもないことをやってしまったということがよく分かります。それと比べると、イギリスやフランスなどは、第二次大戦の勝者であることもあつて、戦後日本とドイツだけを悪者にして、自らの植民地支配責任については素知らぬ顔で過ごすことができたのです。英仏の旧植民地の人々からは、韓国の日本に対するような植民地支配への強い反発・反感が見られないことがその理由の一つです。

私たちはイギリスやフランスの知識人をたいへん尊敬しておりますし、教養のあるすぐれた人たちだと思っています。でも啞然とす

るほど、彼らには植民地支配への罪悪感がありません。残念ながらそれが現実です。

私は一九七〇年代から日本国民がもっぱら戦争の被害者意識を持ち、戦争や植民地支配への加害者に鈍感なことを憂えて、後者をもっと意識すべきだと言いつづけてきました。でも、せいぜい数十年のことです。恐らく人間は数十年でそんなに変わるものではないのだろう、それが人間というものではないかと思いますが、だからといって私は諦めたくはありません。私が死んでも後の人は続くわけですから、次世代へのバトンタッチは大事な仕事だろうと思っています。

最後に、現在の中国が魅力的な普遍的理念を持っていないというのはまったくおっしゃるとおりですが、これも言ってみれば気の毒な話で、一九世紀までの中国は実に魅力的な普遍的理念、芸術、文学、音楽、ありとあらゆるソフトパワーを持っていたのです。その中国に比べれば、西ヨーロッパや米国などはまさに野蠻、夷狄の民族だったわけです。しかし、西ヨーロッパは啓蒙主義や科学革命といった近代化を踏まえて、そして米国は二〇世紀に圧倒的に巨大な大衆文化を確立して、きわめて魅力的な知と情緒のシステムをつくり上げたのです。

私はこれまで欧米中心主義を批判し、最近の著書の中でも、一九七〇年代からやってきた仕事の集大成として、私たちが西洋中心的なものの見方を克服して、多文明的あるいは文際的なものの見方を

確立できるかが大切だ、という議論をしています。しかし、そう言っている自分自身がいかにか近代西洋的であるか。つまり、欧米中心の文明のあり方を批判するのに、まさに近代欧米の概念、理論に依拠して行っている。二一世紀とはそういう意味で大きな矛盾を抱えた時代であり、われわれはそういう矛盾を自覚して生きていかなければならない。

先ほどお話ししましたように、中国はかつて巨大なソフトパワーを持っていました。他方、現在の中国が取り組んでいる儒教の復活などは非常に表面的・浅薄なもので、まだまだお話にならない粗末なものだと思います。

しかしながら、あと二、三世紀もすれば、四〇〇〇年の歴史を持つ中華民族のソフトパワーは復活するのではないでしょうか。それまでに、米中核戦争が起これば欲しい。人類がもっと豊かで多元的な、中国文明もインド文明も現代のアメリカ文明、近代ヨーロッパ文明と同様に賞賛され享受できるようい時代を私たちの子孫は生きて欲しい。そういう期待をもって私の講演を終えたいと思います。

（平成二九年三月二四日、於外交史料館講堂）

参考文献（大沼教授の著作に限る）

【東京裁判にかかわるもの】

（共編著）『東京裁判を問う』（講談社、一九八四年、講談社学術文庫、一九八九年）

*The Tokyo War Crimes Trial: An International Symposium* (Kodansha International, Tokyo, 1986)

『東京裁判、戦争責任、戦後責任』（東信堂、二〇〇七年、中国語版、二〇〇九年）

【関連著作】

『戦争責任論序説』（東京大学出版会、一九七五年）

「遙かなる人種平等の理想」大沼編『国際法、国際連合と日本』（弘文堂、一九八七年）

『倭国と極東のあいだ』（中央公論社、一九八八年）

〔編著〕『東亜の構想』（筑摩書房、二〇〇〇年）

“Japanese War Guilt and Postwar Responsibilities of Japan,” *Berkeley Journal of International Law*, XX, no.3 (2002)

『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』（東信堂、二〇〇四年）

『慰安婦』問題とは何だったのか』（中央公論社、二〇〇七年、韓国語版、二〇〇八年）

〔共編著〕『慰安婦問題という問い』（勁草書房、二〇〇七年）

〔編著〕『国際社会における法と力』（日本評論社、二〇〇八年）

〔編著〕『二一世紀の国際法』（日本評論社、二〇一一年）

〔共著〕『戦後責任』（岩波書店、二〇一四年）

『歴史認識』とは何か』（中央公論新社、二〇一五年）

*Le droit international et le Japon: Une vision trans-civilisationnelle du monde* (Editions Pedone, Paris, 2016)

*International Law in a Transcivilizational World* (Cambridge University Press, 2017)